

規 則

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十一月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第七十六号

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成二十四年埼玉県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号中「等級4」を「等級5以上」に、「等級5」を「等級6」に改める。

様式第一号中「㊦」を削り、備考2を削り、備考3を備考2とする。

様式第三号中「㊦」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 ※印の欄には、記入しないでください。

様式第四号中「㊦」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 ※印の欄には、記入しないでください。

様式第五号中「㊦」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 ※印の欄には、記入しないでください。

様式第六号中「㊦」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 ※印の欄には、記入しないでください。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。